

別紙 東海地震に関する事前対策

目 次

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	1
第1節 東海地震に関する情報	2
第2節 地震災害警戒本部	3
第3節 社会秩序を維持する対策	4
第2章 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集	5
第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報	6
第1節 警戒宣言等の伝達系統	6
第2節 警戒宣言発令時等の広報	8
第3節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、報告	10
第4章 住民等のとるべき措置	11
第5章 自主防災組織の活動	13
第6章 発災に備えた直前対策	14
第1節 避難等対策	14
第2節 教育機関等対策	16
第3節 消防、浸水等対策	17
第4節 生活必需品の確保	17
第5節 飲料水、ライフライン対策	18
第6節 金融機関、郵便事業の対策	21
第7節 交通対策	22
第8節 病院、診療所	25
第9節 百貨店等	25
第10節 緊急輸送	25
第11節 廃棄物処理及び清掃活動	27
第12節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	27
第7章 市等が管理又は運営する施設に関する対策	28
第1節 市が管理又は運営する施設に関する対策	28
第2節 県が管理又は運営する施設に関する対策	29

別紙「東海地震に関する事前対策」

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

■東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図る。

■地震による災害が発生した後は、「第3編 災害応急対策計画」の定めるところにより対処する。

■地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防計画」第9章「建築物等の安全化」第3節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防計画」第2章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防計画」第2章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災知識の普及」で定めるとおり。

加えて次の措置を実施するものとする。

[広報に関する事項]

1 市における措置

(1) 防災に関する知識の普及

市及び県は、第3編第2章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(2) 自動車運転者に対する広報

市、県及び警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第2章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第1節 東海地震に関連する情報

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下の「東海地震に関連する情報」を発表する。

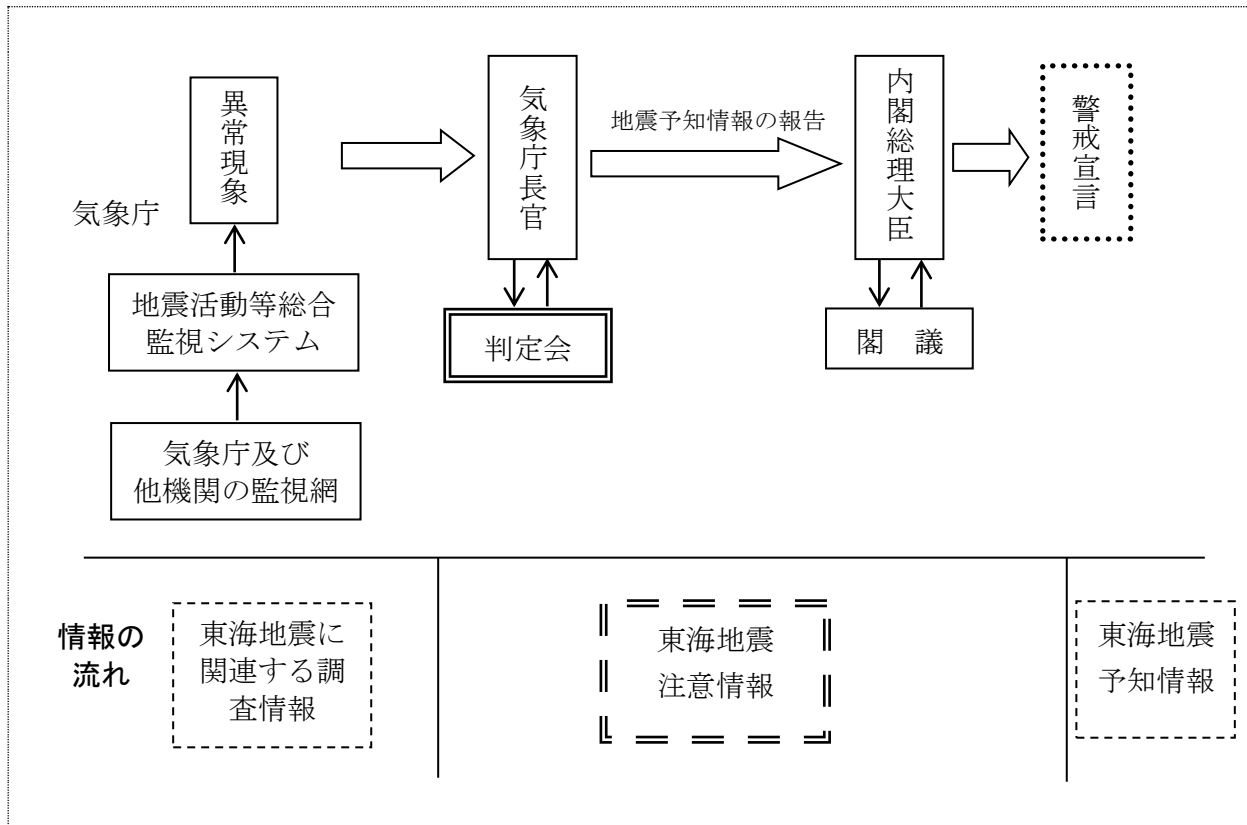
なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震 に関連する調査情報 カラーレベル青	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	・情報収集連絡体制
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	・第2次非常配備体制
東海地震 注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなると認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		・第3次非常配備体制 ・準備行動の実施 ・住民等への広報
東海地震 予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなると認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策

第2節 地震災害警戒本部

市は、東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発せられた場合、地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策のための準備活動を行い、警戒宣言が発令された場合は迅速かつ的確に地震防災応急対策を実施する。

●東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ



第3節 社会秩序を維持する対策

警戒宣言が発せられた場合、種々の混乱が発生する可能性があり、社会秩序の維持対策を推進するため、市及び防災関係機関は必要な措置をとるものとする。

(1) 予想される混乱
<ul style="list-style-type: none">・ 東海地震予知情報に関連する流言・ 帰宅者による道路の混乱・ 電話の輻輳・ 避難による混乱・ 自動車による道路交通の混乱・ 買い出し、旅行者等による混乱 等
(2) 市の実施事項
<ul style="list-style-type: none">・ 各種の混乱が発生するおそれがある場合、又は混乱が生じたときは、住民等のとるべき措置について広報を行う。・ 必要に応じて報道機関、通信事業者等に対し広報を行うよう要請する。
(3) 県への要請
生活物資の異常な高騰、買い占め、売り惜しみ等が発生した場合は、必要な措置をとるよう県に要請する。
(4) 警察への要請
各種の混乱により必要があるときは、警察の出動を要請する。 <ul style="list-style-type: none">・ 交通の規制・ 集団不法行為、暴利行為等に対する警戒・ 犯罪情報の収集・ 重要施設に対する警戒・ 治安維持のための広報・ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締り

第2章 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集

(1) 市地震災害警戒本部の設置
市長は、東海地震予知情報が発表された場合、直ちに市地震災害警戒本部を設置するものとし、地震発生後は災害対策基本法第23条の2に基づく「災害対策本部」に移行するものとする。
(2) 市地震災害警戒本部の組織運営
市地震災害警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法施行令、日進市地震災害警戒本部条例等の定めるところによる。 ➡注1
(3) 市職員の参集
<ul style="list-style-type: none">・市職員は、勤務時間外において東海地震注意情報が発表された場合、直ちに参集（自動参集）する。・本部職員の構成、職員の配備体制等については、日進市地震災害警戒本部運営要綱等の定めるところによる。 ➡注2
(4) その他防災関係機関の地震災害警戒組織
警戒宣言が発せられた場合、市内の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておく。

注1) 資料編 第1 条例・要綱 3 「日進市地震災害警戒本部条例」

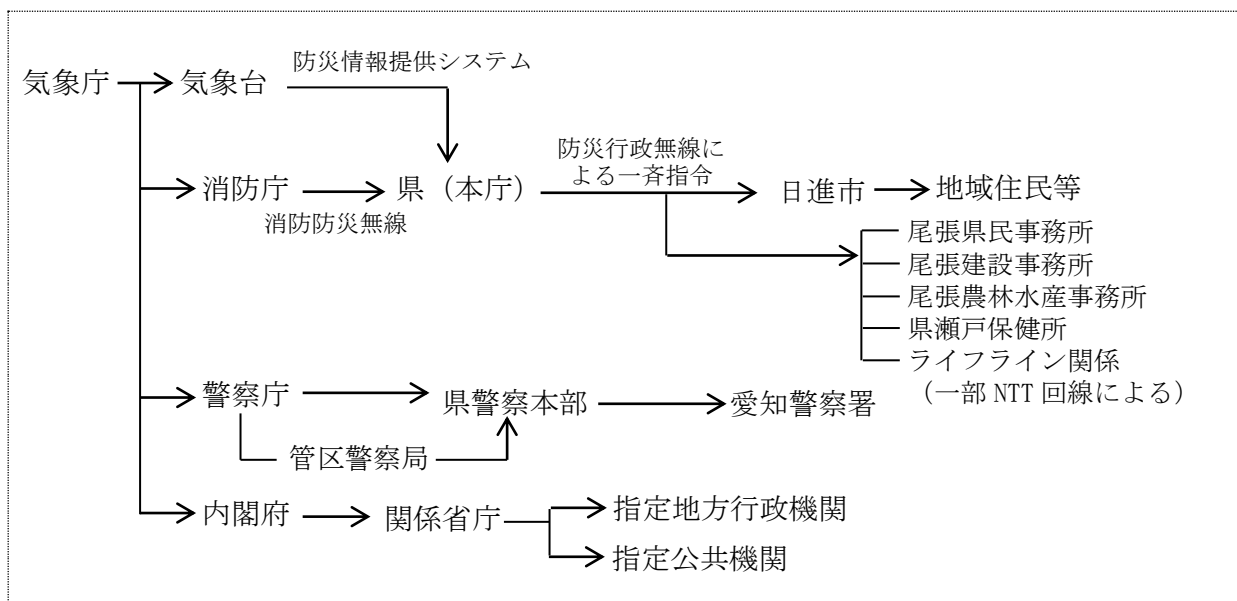
注2) 資料編 第1 条例・要綱 4 「日進市地震災害警戒本部運営要綱」

第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報

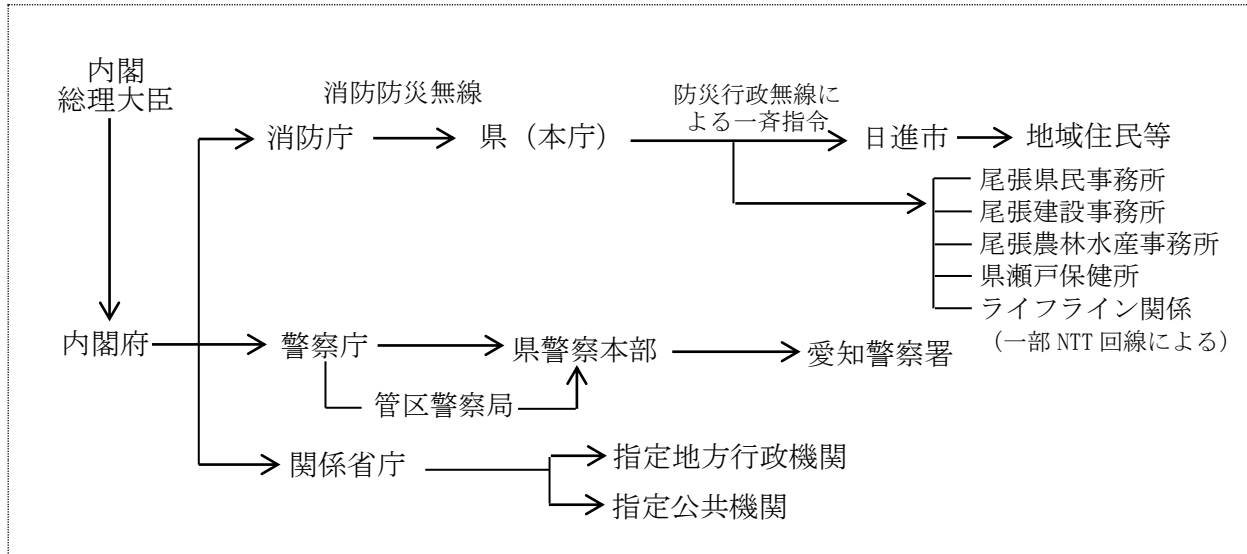
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報は、防災機関相互及び各機関内部において、確実に伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、広報活動を実施する。

第1節 警戒宣言等の伝達系統

1. 東海地震に関連する情報等



2. 警戒宣言



3. 内部伝達等

市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送及び防災行政無線等によるものとし、勤務時間外は、職員動員のための非常配備体制連絡網を確立しておき、地震予知情報等を速やかに伝達するものとする。

第2節 警戒宣言発令時等の広報

「東海地震に関連する情報等」においては、次の事項について広報を行うものとする。

1. 広報の内容

- ・東海地震に関連する情報の内容
- ・東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な行動の呼びかけ
- ・東海地震注意情報・予知情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- ・県知事及び市長から住民への呼びかけ
- ・強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- ・強化地域内外のライフラインに関する情報
- ・避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- ・応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- ・住民等、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ・車両運転の自粛と運転者がとるべき措置
- ・金融機関が講じた措置に関する情報
- ・その他状況に応じて住民等又は事業所等に周知すべき事項

〔東海地震注意情報が発表されたときの住民等に対する呼びかけ例文〕

本日、〇時〇分、気象庁より東海地震注意情報が発表されました。観測データから、東海地震の前兆現象である可能性があります。住民等の皆様、今後の情報に注意し、市の呼びかけに基づいて落ち着いて冷静な対応をお願いします。なお、不要な旅行などは控えて下さい。

今後の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。その場合、市内の鉄道・バス等の公共交通機関は運行を停止しますので、早めに帰宅等の準備をして下さい。また、警戒宣言の発令時には、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や、耐震性のない小売店舗は営業停止となりますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意して下さい。

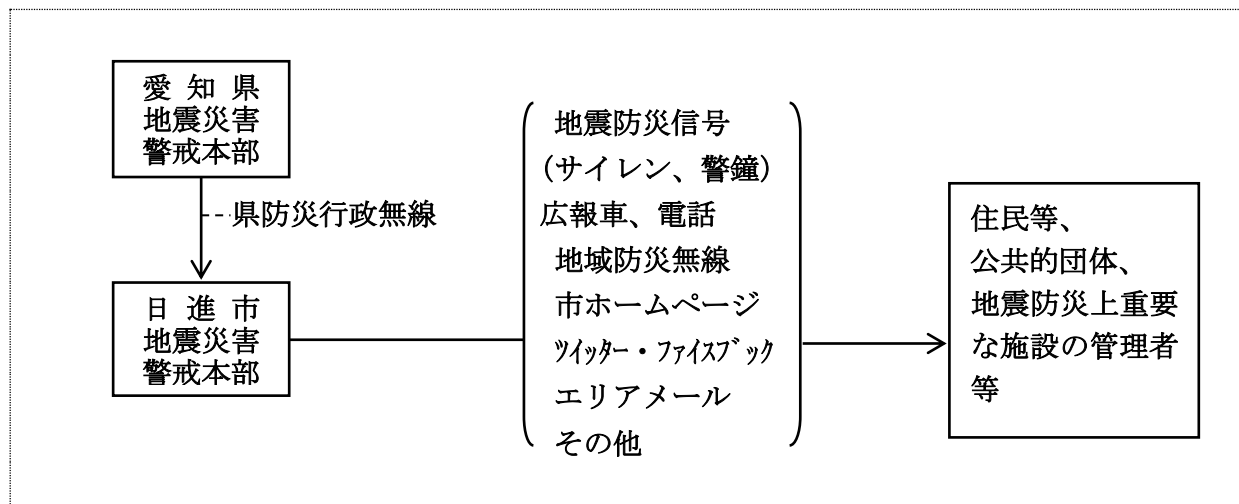
〔東海地震警戒宣言が発表されたときの住民等に対する呼びかけ例文〕

日進市より連絡します。本日、〇時〇分、東海地震の警戒宣言が発令されました。市内では震度6弱以上の地震になると予想されますので、十分に警戒してください。住民の皆様は次の点に注意して災害に備えて下さい。まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは自粛してください。また、消火の準備や飲料水の汲み置きなどをできるかぎり行って下さい。さらに、公共放送や市の広報などの正確な情報に耳を傾け、市や警察、消防などの指示に従い、落ち着いて行動して下さい。

2. 広報の手段

広報は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号（サイレン、警鐘）、広報車、地域防災無線・有線放送、市ホームページやツイッター・フェイスブック又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



サイレンを使用して広報を行うのは、原則として情報が極めて緊急性のある場合か、情報の発表が夜間等である場合とし、以下の要領で行う。

◇信号＜東海地震の警戒宣言発令時における吹鳴パターン＞
約45秒、約15秒休（9回繰り返す）

3. 問い合わせ窓口

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

第3節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、報告

市は、避難が必要な場合の実施状況、地震防災上必要な措置等について、警戒宣言発令後1時間以内に所定の様式（[注1](#)）により県に報告する。

これ以降については所定の様式（[注2](#)）により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

(1) 報告事項
<p>① 避難の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険事態、異常事態の発生状況 ・措置事項 <p>② 避難の完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所名 ・避難人数・要救護人数 ・救護、保護に必要な措置等 <p>以下は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 東海地震予知情報の伝達、・避難指示 ④ 消防、水防その他応急措置 ⑤ 応急の救護を要すると認められるものの救護、保護 ⑥ 施設・設備の整備、点検 ⑦ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 ⑧ 緊急輸送の確保 ⑨ 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備 ⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置
(2) 報告時期
<p>① 避難の経過 危険な事態、その他の異常な事態が発生した後、直ちに報告する。</p> <p>② 避難の完了 避難の措置が完了した後、速やかに報告する。</p>
(3) その他
<p>ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。</p>

注1) 資料編 第10 様式1 「避難・地震防災応急対策の実施状況報告 速報用」

注2) 資料編 第10 様式2 「避難・地震防災応急対策の実施状況報告」

第4章 住民等のとるべき措置

- 警戒宣言が発せられた場合、住民等は、それぞれの家庭、職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においては、今後の情報に注意する。

1. 家庭においてとるべき措置

- ① テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむように努める。また、市役所や消防署、警察署等からの情報に注意する。
- ② 火の使用を自粛する。
- ③ 灯油等危険物やLPガス等の安全措置をとる。
- ④ 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、風呂桶等に貯水しておく。
- ⑤ 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。
- ⑥ 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン等）に着替え、底の厚い靴も用意する。
- ⑦ 避難に関する対応等
 - ・がけ崩れにより大被害が予想される避難対象地区内の居住者等にあつては、指定された避難場所へ速やかに避難する。
 - ・避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の公園広場、空き地等での待機等安全な場所で行動する。
 - ・屋外での避難・待機等に備え、各家庭で防寒具、雨具等を準備するものとする。
 - ・家にいる人で家庭の緊急防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて取りかかる。
 - ・身の安全な場所を確保し、家具などの転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
- ⑧ 万一のときの脱出口を確保するとともに、災害が大きい場合に備えて避難場所や避難経路等を確認し、家族全員が知っておく。
- ⑨ 地域の自主防災組織の情報収集伝達体制について確認する。
- ⑩ 自動車や電話の使用は自粛する。

2. 職場においてとるべき措置

- ① 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員に迅速に伝達する。
- ② 防火管理者などを中心に、職場で緊急防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとる。また、職場の条件と状況に応じた安全な場所で待機し、ロッカーなどの転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
- ③ 火の使用は自粛する。
- ④ 重要書類等の非常持出品を確認する。
- ⑤ 消防計画や予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- ⑥ 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- ⑦ 不特定かつ多数の者が出入する施設等では、入場者の安全確保に配慮する。
- ⑧ 近くの職場同士で協力し合う。
- ⑨ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物積載車両等の運行は自粛する。

第5章 自主防災組織の活動

自主防災組織は、「自分たちの安全は自分たちで守る」という共助の理念をもち、市等の防災関係機関と緊密な連携をとりつつ、地域における安全を確保するため、次の措置をとる。

(1) 自主防災本部の設営
東海地震注意情報発令時等において、自主防災組織の活動拠点として、あらかじめ定めた避難施設等に本部を設営する。
(2) 情報の収集・伝達
① 報道機関等から地震予知情報等を入手する。 ② 市及び防災関係機関からの情報が、正確に家庭に伝達されているか、確認に努める。 ③ 必要に応じて応急対策の実施状況を、市地震災害警戒本部等に報告する。
(3) 初期消火の準備
消火器等の初期消火資機材の点検と準備態勢をとる。
(4) 防災用資機材の配備、活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
(5) 家庭内対策の徹底
家具の転倒防止、落下物の除去、出火防止、食料及び飲料水等の備蓄等の徹底を連絡網等を通じて呼びかける。
(6) 避難等の支援
高齢者等の避難行動要支援者の避難等において、必要な場合は支援する。

第6章 発災に備えた直前対策

- 市及びその他の防災関係機関は、地震発生後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の必要物資を調達するための手配や手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。
- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、市をはじめとする防災関係機関及び住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策を実施するものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難等対策

市は、建物の倒壊、火災、がけ崩れ等による被害を防止するため避難が必要となる住民等に対し、迅速かつ的確な避難活動を行うため可能なかぎりの措置をとり、住民等の生命、身体の安全確保を図る。

避難（帰宅）行動による混乱防止に努めるとともに、児童生徒等の安全確保措置を講じるものとする。

1. 事前対策

- ① 市は、あらかじめ警戒宣言発令時の避難情報の対象地区を定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項（服装、携帯品等）を関係住民に対し周知するものとする。
- ② 市は、あらかじめ地区単位や自主防災組織単位で避難行動要支援者の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。
- ③ 外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達出来るように配慮する。

2. 避難の指示等

① 避難の指示

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

② 避難情報の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、広報車等により避難情報の伝達を行う。

3. 警戒区域の設定

市長は、住民等の生命、身体を保護するため必要がある場合は、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定を行い、住民等の退去又は立入禁止の措置をとる。

4. 避難の方法

① 地域住民の避難

- ア 避難場所へは、原則として徒歩によるものとするが、高齢者等の避難行動要支援者による避難等の際には、必要に応じ車両の使用も考慮する。
- イ 高齢者等の避難行動要支援者の避難については、自主防災組織等により避難時における介護の必要性等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。
- ウ 自主判断により避難の必要がある場合は、建物から建物高さのおおむね1.5倍以上離れた空地に避難するものとする。
- エ 避難場所は、原則として屋外とする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難を考慮する。
- オ 戸外へ避難する場合は、ガスの元栓を締めるなどして出火防止の万全な措置を行うとともに、避難に必要な用具、食料、生活必需品等をできる限り各自で持参するものとする。

② 施設等利用者の避難

当該施設等の地震防災応急計画により、適切な避難措置をとるものとする。

③ 出張者及び旅行者等の避難

関係事業者と連携しつつ、避難誘導等について適切に対応する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

5. 避難状況の報告

市長は、必要があるときは区長や自主防災組織の責任者等に対し、避難状況の報告を求めることができる。

- ① 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況
- ② 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- ③ 市地震災害警戒本部に対する要請事項

6. 避難の解除

災害が発生せず、警戒宣言が解除された場合は、速やかに避難を解除し、避難者は安全確認ののち、避難場所の清掃等を行い現状復帰する。

第2節 教育機関等対策

(1) 学校における措置
① 児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取扱うものとする。 ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。 イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。 ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。
② 学校等においては、上記の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等の意見を聞いた上で、実態に即して具体的な対応の方法を定めておく。
③ 東海地震注意情報が発表された段階からの対応の方法については、あらかじめ児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。
④ 広域から学生、教職員等が集まる大学等においても、東海地震注意情報が発表された段階から、安全な場所での待機や帰宅を促すなどの状況に応じた対策を講じるよう事前に調整を図る。
⑤ 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとる。
(2) 保育園及び児童クラブにおける措置
① 児童の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、保育・指導を取りやめ、児童を安全な場所に待機させ、保護者の迎えを待つものとする。
② 東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童及び保護者、その他関係者に周知しておく。
③ 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第3節 消防、浸水等対策

市及び尾三消防組合は、警戒宣言が発せられた場合、消防計画及び愛知県水防計画に基づいて、次の事項を重点として推進する。東海地震注意情報が発表された段階から、資機材の点検・整備等準備行動を行うとともに、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、準備等の必要な体制をとるものとする。

- ① 防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- ② 火災、浸水等の防除のため現有消防力を有機的に運用し効果的な警戒を図る。
- ③ 火災の発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。
- ④ 事業所等に対し地震防災応急計画の実施を指導する。
- ⑤ 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- ⑥ 浸水対策用資機材の点検、整備を実施するとともに、監視、警戒を強め、ため池等の管理者への連絡通報を実施する。
- ⑦ 自主防災組織、自衛消防組織等の消防防災活動に対する指導を実施する。

第4節 生活必需品の確保

主要食糧や医薬品等の生活必需品は次の要領で確保するものとし、市内で確保できない場合は、県及び周辺市町等に対し協定等に基づいて援助を要請する。

① 主要食糧

米穀、パン、副食品等は、市内において当面の必要量を確保する体制をとるものとし、流通機関等に対策を要請する。

② 生活必需品

被服、寝具をはじめとする生活必需品は、市内で確保することを原則とする。

③ 医薬品等

発災に備えた医薬品その他の衛生材料については、市において調達を図るものとする。

また、警戒宣言発令時等の状況においては、次の対策をとることにより、生活必需品を確保するものとする。

(1) 市の対策
① 食料等の生活必需品の売り惜しみ、買い占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定供給するよう要請する。
② 市内における生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小規模小売店に対して、警戒宣言発令時にも極力営業するよう関係団体を通じて要請する。
③ 交通機関が不通になった場合、滞留旅行者等に対する食料供給等の援助措置を講じる。
④ 警戒宣言発令期間が長期化した場合、必要物資の調達を行う。
(2) 住民等の措置
警戒宣言発令時における食料、飲料水、その他生活必需品は、住民等各自で調達、確保するものとし、平常時よりその備蓄（1週間分程度）に努める。
① 飲料水（1人1日3ℓ）及び生活用水を可能な範囲で貯水する。
② 食料、医薬品その他必要な物資を調達しておく。
③ ごみ、し尿の自家処理に必要な器具等の準備をする。

第5節 飲料水、ライフライン対策

警戒宣言が発せられた場合における飲料水、電気及びガスの供給並びに水道、通信関係の対策を図るとともに、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は必要な措置をとるものとする。

1. 飲料水

愛知中部水道企業団は、飲料水を円滑に供給するため次の措置を講じる。

- | |
|---|
| ① 東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用の資機材及び人員の配備等を実施する。また、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、水道工事業者と連携して発災時の緊急体制を整える。
↳注 |
| ② 警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を住民等に呼びかけるとともに、次の措置を講ずるものとする。
ア 住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じないように、給水施設等の配水操作に十分留意する。
イ 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。 |
| ③ 県に対して最大限の給水量を確保できるように要請する。 |

注) 資料編 第9 協定書・覚書 12-7「水道災害相互応援に関する覚書」

2. 電気

中部電力株式会社は、電力を円滑に供給するため次の措置を講じる。

① 資機材の確保

東海地震注意情報が発表された場合、社内に地震警戒体制を発令し、地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

- ア 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

② 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。

- ア 特別巡視、特別点検
給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検等を実施する。
- イ 応急安全措置
仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

③ 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関及びホームページを通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3. ガス

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業者（LPガス（プロパンガス）供給事業者）は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部等を設置する。

車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。さらに、あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

(1) 都市ガス

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため次の措置を講じる。

① 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合も、ガスの供給を継続する。

② 防災設備の点検等

- ア 緊急でない工事、作業その他の一般業務は、工事中、作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。
- イ 防災上必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い、巡視・点検を行う。

③ 安全広報

ガス利用者に対し、広報車等により、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、及

び地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、ガスの具体的な安全措置に関する広報を行う。

(2) LPガス（プロパンガス）

一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を行う。

4. 下水道

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

5. 通信

(1) 東海地震注意情報発令時の資機材の確保

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

(2) 警戒宣言発令時の対応

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予測されることから、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため、次の措置を行う。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

① 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次の事項について、支店前掲示板、テレビ、ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

- ア 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置状況
- イ 電報の受付、配達状況
- ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況
- エ 西日本電信電話株式会社名古屋支店における業務実施状況
- オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法
- カ その他必要とする事項

② 通信の利用制限等の措置

災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

③ 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等の運用（西日本電信電話株式会社）

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前

からも実施する。

④ 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施する。

⑤ 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮する。

第6節 金融機関、郵便事業の対策

警戒宣言が発せられた場合、銀行、郵便事業の窓口業務等は、次のように措置される。また、農業協同組合系の金融機関に対しても、同様の措置がとられるよう要請する。

(1) 民間金融機関の措置

① 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合

- ・営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止する。その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、混乱のないよう窓口の普通預金の払戻業務も停止する。併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。
- ・上記の場合でも、顧客や従業員に安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等による預金の払戻を続けるなど、住民等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

② 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合

- ・発災後の金融業務を円滑に行うため、窓口営業の開始又は再開は行わない。
- ・上記の場合でも、顧客や従業員に安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等による預金の払戻を続けるなど、住民等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

③ 警戒宣言が解除された場合

- ・速やかに平常の営業を行う。

(2) 日本郵便株式会社の措置

- ・警戒宣言が発せられた時点から支店における業務の取扱いを停止する。
- ・窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示する。
- ・屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。

第7節 交通対策

警戒宣言が発せられた場合、車両の使用は原則控えることとするが、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑する可能性があるため、県公安委員会及び道路管理者は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

1. 道路交通

(1) 運転者のとるべき措置の周知
<p>① 避難のために車両を原則として使用しないこととする。</p> <p>② 走行中に警戒宣言が発せられた場合、次により行動する。</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聞き、その情報に応じて行動する。</p> <p>イ 車両を置いて避難するときは、できるかぎり道路外の場所に駐車する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策活動の妨げとならないようにする。</p> <p>ウ 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき、避難のために車両を使用しないようにする。</p>
(2) 道路交通規制の基本方針
<ul style="list-style-type: none">・一般道については、走行を極力抑制する。・避難路、緊急輸送道路については、優先的にその機能の確保を図る。
(3) 交通規制の内容
警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と連携し、大規模地震対策特別措置法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

<p>(4) 交通規制の方法</p>
<p>警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者への通知を行うものとする。</p>
<p>(5) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置</p>
<ul style="list-style-type: none">・ 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。・ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。
<p>(6) 滞留車両の措置</p>
<p>市内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限された路線以外の路線についても、現場広報及び指導により走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合は、関係機関と協力して必要な措置を講じる。</p>

2. 公共交通

(1) 名古屋鉄道株式会社	
東海地震 注意情報 発表時	<p>① 列車の運行 ア 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。 イ 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。</p> <p>② 旅客への対応 ア 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内、場合によっては安全な場所への待避の案内を実施する。 イ 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。 ウ 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼する。</p>
警戒宣言 発令時	<p>① 列車の運行 ・市内の列車は、最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。</p> <p>② 旅客への対応 ア 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。 イ 市内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所等へ避難するよう案内する。</p>
(2) 名古屋市営地下鉄	
東海地震 注意情報 発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・平常通り運行し、利用者の状況により輸送力の確保を図る。 ・利用者への案内及び広報を行う。
警戒宣言 発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての列車は最寄りの駅に停車し、以後、運行を中止する。 ・駅構内において、利用者に最寄りの避難場所を案内する。
(3) 路線バス事業者	
<p>路線バス事業者は、市内の巡回バス「くるりんばす」を含め、次の措置をとるものとする。</p> <p>①運行路線において、がけ崩れが想定されるなどの危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、従業員に周知徹底する。</p> <p>②東海地震注意情報が発表された場合または警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、無線、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努める。</p> <p>③東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して「警戒宣言が発せられたときには車両の運行を中止する」ことを伝え、速やかな帰宅などを促す。</p> <p>④警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所を知らせるものとする。</p> <p>⑤上記に従い、旅客を降ろした後、車両を所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は安全な場所に退避する。</p> <p>⑥滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所等及び運行中止の措置をとった旨を掲示物、放送等により広報する。</p>	

第8節 病院、診療所

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動に備え、その実施準備を進める。また、発災後速やかに感染症まん延の防止など防疫活動が行えるよう、必要な配備体制をとる。

病院、診療所は、東海地震注意情報発表後、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

市内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

第9節 百貨店等

警戒宣言が発せられた場合、市内の百貨店等は、原則として営業を中止するが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続できるものとする。

第10節 緊急輸送

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確保、人員の確保等の措置を講ずる。

緊急輸送は、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を整備するものとする。

警戒宣言発令後の緊急輸送実施にあたり、具体的に調整が必要な場合は、市及び県において調整するものとする。

1. 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合において、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ① 応急対策作業に従事する者
- ② 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- ③ 食料、飲料水、その他生活必需品
- ④ 医薬品、衛生材料等
- ⑤ 救援物資等
- ⑥ 応急対策用資機材
- ⑦ その他必要な人員及び資機材

2. 緊急輸送用車両等の確保

市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。また、確保すべき緊急輸送用車両の車両数、確保先との連絡手段を定めておく。

- ① 市及び関係機関車両の活用
- ② 民間車両の借り上げ

3. 緊急輸送車両の事前届出及び確認

(1) 緊急輸送車両の事前届出

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する機関にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速、円滑に受けるため、県公安委員会が定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ事前届出を行うこととする。

(2) 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

① 緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 →注

② 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

県又は県公安委員会は、緊急輸送車両であると確認したときは、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。

4. 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に地震が発生した場合は、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けなくても、緊急輸送を続けることができるものとする。

注) 資料編 第7 その他 5 「緊急通行車両等届出書・確認証明書・標章」

第11節 廃棄物処理及び清掃活動

市及び尾三衛生組合は、発災後のごみ処理に備え、施設の点検を行うとともに資機材及び人員の確保を図る。

市は、発災後のし尿処理に備え、施設の点検を行うとともに資機材及び人員の確保を図る。また、市は、家屋倒壊、断水等によりトイレが使用不可能となる場合に備えて、仮設トイレを設置できるよう資機材及び人員の確保を図る。

第12節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者等には帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、帰宅困難者、滞留旅客の保護のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

- ① 大学、事業所等は、学生、従業者、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。
- ② 交通機関の運行停止により帰宅が困難になった人に対しては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」原則を維持しつつ、状況に応じて徒歩による帰宅を促す。
- ③ 徒歩等による帰宅が困難となった場合は、耐震化された施設内の安全な場所に避難するか、安全な避難場所等に誘導する。

第7章 市等が管理又は運営する施設に関する対策

第1節 市が管理又は運営する施設に関する対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理する道路、河川、池、不特定多数の者が出入りする施設等における地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

1. 道路

- ① 道路情報板等を活用し、東海地震に関する情報等及び運転者のとるべき措置等を道路利用者に伝達する。
- ② 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- ③ 必要な安全対策を講じた上で、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

2. 河川、池等

- ① 市は、直ちに河川、池等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中にあっては工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- ② 応急復旧用資機材の保有状況や人員の配置について確認する。

3. 不特定かつ多数の者が出入する施設（公共施設等）

(1) 一般的事項
<p>市が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等における管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>① <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合</u> →庁舎への来訪者、施設の利用者に対し、情報等の的確な伝達に努める。</p> <p>② <u>東海地震注意情報が発表された場合</u> →東海地震注意情報が発表されたこと、及び今後警戒宣言が発令された場合には交通機関が運行停止されることを、来訪者等に的確に伝達するとともに、原則として庁舎等からの退避を促すよう努める。</p> <p>③ <u>警戒宣言が発令された場合</u>（東海地震注意情報等が発表されることなく、突発的に警戒宣言が発せられた場合を含む） →警戒宣言が発令されたことを来訪者等に的確に伝達するとともに、安全確保のため、庁舎、施設等から退避するよう誘導し、原則として窓口業務を停止する。</p>
(2) その他の措置
<p>① 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の予防措置</p> <p>② 出火防止措置</p> <p>③ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水</p> <p>④ 消防用施設等の点検、整備と事前配備</p> <p>⑤ 非常用発電装置の準備、コンピューターシステム等の保全措置</p> <p>なお、緊急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は、次に掲げる措置をとる。</p> <p>ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保</p> <p>イ 無線通信機等による通信手段の確保</p>

第2節 県が管理又は運営する施設に関する対策

市地域防災計画が定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、市が行う避難所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。